

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、変化の激しい経営環境に対応する迅速な意思決定と経営の健全性の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実が経営における重要課題と認識し、透明性、効率性、実効性を重視した経営に努めております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2-4] 議決権の電子行使、招集通知の英訳

今後、機関投資家や海外投資家の比率が増えた場合など必要と判断した場合に採用を進めてまいりたいと考えております。

[補充原則3-1-2] 英語での情報開示・提供

海外投資家比率が低いため、開示資料の英訳は採用しておりません。今後海外投資家比率が増えた場合など必要と判断した場合に採用を進めてまいりたいと考えております。

[原則4-8] 独立社外取締役の有効な活用

現在、社外取締役1名が独立社外取締役であります。監査役は3名全員が社外監査役であり、役員の過半数が社外であります。社外取締役は1名ですが、監査役や経営陣との連携や重要事項決定時の意見・助言等独立取締役としての責務を十分に果たしております。今後の経営環境の変化や事業展開等必要に応じ取締役の構成は検討してまいります。

[補充原則4-11-3] 取締役会全体の実効性についての分析・評価

より実効性を高めていくため、分析・評価を行う仕組みの検討を慎重に行ってまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4] 政策保有株式

当社が保有する純投資以外の株式は取引関係の拡大や強化、提携強化や経理財務業務の円滑化の目的で保有し、投資額と取引により得られる利益を個別の株式ごとに取締役会において毎年精査して継続の可否を判断することを方針としております。政策保有株式に関する議決権の行使についての適切な対応を確保するための基準は株主価値の向上につながるかどうかという観点にたって慎重かつ総合的に判断いたします。

[原則1-7] 関連当事者間の取引に係る適切な手続、枠組み

取締役による関連当事者取引は、取締役会の決議事項であり、取引の必要性、取引条件、取引内容の妥当性等について確認を行い、その後の状況についても取締役会において報告をする決まりとなっております。なお、毎年1回関連当事者間の取引状況をチェックしております。

[補充原則2-6] 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社の退職金における年金制度は確定拠出年金制度のため、企業年金の積立金の運用がありません。

[原則3-1] 情報開示の充実

1) 経営における理念、方針や開示すべき内容については当社ウェブサイト、事業報告書にて開示しています。

2) コーポレートガバナンスについては、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書、株主総会招集通知の参考資料にて開示しています。

3) 当社の取締役報酬は、あらかじめ株主総会で決議された範囲内で月額報酬と業績に応じた賞与により構成されております。会社業績との連動性を確保し、役位、担当職務、貢献度、従業員とのバランスに応じて代表取締役、管理担当取締役に案を作成し独立社外取締役の助言を経て決定します。

4) 取締役・監査役候補の指名、経営陣の選解任を行うに当たっては企業価値の向上に寄与するかどうかを総合的に判断して独立社外取締役の助言を経て社長が提案し取締役会が決定します。監査役は監査役会の協議を経て決定します。

5) 全ての取締役、全ての監査役候補の指名の際は、個々の選任・指名理由を株主総会招集通知の参考資料で開示しています。

[補充原則4-1-1] 経営陣に対する委任の範囲の決定

取締役会では法令・定款で定められている事項及び重要な投資戦略、中長期計画及び年次計画、その他重要な経営課題について審議、決定し、重要な問題が発生した場合は、速やかに議論を行うとともに解決または方向付けを行っています。また業務執行は職務分掌規程、職務権限規程により役割と権限、手続きが明確になっている他、定期的、臨時的に取締役会は執行役員等業務執行担当者から報告を受けています。

[原則4-9] 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は独立役員社外取締役の選定基準として東京証券取引所の定める独立役員要件を基準とし、より独立性が高く、一般株主と利益相反のない当社独自の基準の策定を行っております。

[原則4-10-1] 独立社外取締役の適切な助言

当社では任意の諮問委員会は設置しておりませんが、取締役、取締役の報酬については独立社外取締役の助言を得た後に取締役会に付議いたします。このため指名、報酬の検討を通じて監督機能は強化されておりますので現行の仕組みで適切に機能いたしております。

[補充原則4-11-1] 取締役会の知識等のバランス、多様性・規模、選任に関する方針・手続

取締役会構成メンバーは社内取締役には豊富な経験と事業運営に精通した営業統括役員及び豊富な経験と経営全般におけるバランス感覚を有するコーポレートの統括役員を配置しております。また広範な知識と経験を有する社外取締役、専門性を備えた監査役を含めて、多様性・適正規模・能力のバランスを確保し取締役会の責務を果たしています。

[補充原則4-11-2] 社外取締役・社外監査役の兼任状況

取締役・監査役の重要な兼業の状況については株主総会招集通知及び有価証券報告書に毎年記載しております。

[補充原則4-11-3] 取締役会全体の実効性についての分析・評価

上記「各原則を実施しない理由」に記載しております。

[補充原則4-14-2] トレーニング方針

当社では、取締役および監査役が期待される役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングを実施していきます。新任取締役は、就任後1ヶ月以内に、取締役に必要な知識、スキルなどに関する研修プログラムに参加します。取締役及び監査役は、その役割を果たすために、営業・財務、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関する知識の習得のため、外部セミナー等に参加するなど、積極的にトレーニングの機会を積むこととしております。社外役員については当社の経営戦略や事業の内容等について理解を深めるため、これらに関する説明会や現地視察を必要な場合に行います。また費用は会社が支援します。

[原則5-1] 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主総会以外の場においても株主との間で建設的な対話を行うことが、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると考えており前向きに実施しております。当社では年一回のIRレポートを株主に提供し、HPにおいてもIR開示を行っております。また、株主優待においては当社取扱商品のお買物券、割引券をご提供し、当社店舗『Love Love』へのご来店を促進し、ご理解にお役立ていただきたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
関戸正実	3,063,699	18.34
有限会社関戸興産	3,000,176	17.96
関戸薫子	1,439,820	8.61
関戸サク	918,597	5.49
宝天大同	856,000	5.12
株式会社みずほ銀行	327,200	1.95
大和証券株式会社	252,000	1.50
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	205,000	1.22
吉江克己	160,000	0.95
株式会社東和銀行	137,500	0.82

支配株主（親会社を除く）の有無	関戸正実
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主等との取引を行う際は、一般の取引先と同様の適切な取引条件で取引を行うことを基本方針としており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員を含む取締役会等において取引の公正性を確保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小手川大助	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小手川大助		---	官僚としての豊富な経験と国際金融に深い見識を有していること。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査を執行する監査法人の業務執行社員並びにその補助者と定期的に協議、意見交換を実施することで、より効果的に会社の内部統制に係る組織、手続、業務等が適正に機能し執行されているかの把握に努め、併せて、会社の会計処理の適正性を確認、調査しております。

また、監査役は内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を指示命令できることとなっており、適宜、内部監査結果に関する協議、意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
清水勝士	他の会社の出身者													
杉井 孝	弁護士													
西川徹矢	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水勝士	○	----	官僚としての豊富な経験と財務、税務、会計に相当程度の知見を有していることにより、社外監査役に選任しております。 また、東証が独立役員に関して定めた「独立性に関する開示加重要件」のいずれの要件にも該当しない高い独立性を有しているため独立役員に指定しております。
杉井 孝		----	弁護士としての専門的知見を有していること。
西川徹矢		----	弁護士としての専門的知見を有していること。

独立役員関係

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状、取締役へのインセンティブについては実施しておりません。引き続き、当社にふさわしいインセンティブは検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く。)、社外取締役の別に報酬等の総額、報酬等の種類別の総額、対象となる役員の員数を開示しております。

(平成30年3月期の報酬等の総額)
取締役 5名 30,924千円 (うち社外取締役 1名 6,000千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定し、業績等を勘案し、役位、担当職務、貢献度、従業員とのバランスに応じて取締役会及び代表取締役に決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役並びに社外監査役の補佐を行う専従スタッフは置いておりませんが、社外取締役は経営企画室または管理部所属の従業員に、また、社外監査役を含め監査役は内部監査室所属の従業員に業務に必要な事項を指示命令できることとなり、適宜、業務執行に関する状況把握及び内部監査結果に関する協議、意見交換を実施しております。

また、社外取締役並びに社外監査役に対する情報伝達体制は、取締役会及び取締役会を補佐する社内の会議での情報伝達のほか、取締役の経営判断、執行に関する議事録、決裁その他重要な情報の文書または電磁的媒体による記録を必要とときに閲覧できる体制を整備しております。月次決算資料等も電磁的媒体により迅速に情報伝達できる体制をとっており、取締役会等の会議に際しては、適宜、担当セクションによる事前説明や意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

[現状の体制の概要]
当社の企業統治の体制は、経営上の最高意思決定機関である取締役会については、定例取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、意思決定の迅速化のために、経営会議を必要に応じて開催し、経営課題の検討を行い取締役会の意思決定を補佐する体制を図っております。
当社は、迅速な業務執行と経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会、臨時取締役会及び経営会議に出席し、経営上の意思決定を迅速に執行し、その執行状況を報告する役割を担っております。
当社は、監査役制度を採用しており、監査役の全員が取締役会に出席し、さらに、常勤監査役を中心に経営会議をはじめ重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監視するほか、内部監査部署である監査室及び会計監査を執行する監査法人と連携をとり、会社全体の業務執行の適法性についてのチェック及び財産の状況調査などを実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレートガバナンスが適正に機能する体制として監査役制度を採用しております。監査役3名の全員が社外監査役であります。これにより経営の適法性、健全性、効率性の確保を目指しております。また、当社は社外取締役を1名選任しております。社外取締役は、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するために当社の経営陣から独立した立場で経営に参画しております。このような体制により経営監視機能をより一層向上させ、コーポレートガバナンスの実効性の確保と企業価値向上を目指しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第56期株主総会は平成30年6月15日に開催いたしましたが、招集通知は法定期日にあたる5月31日に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
その他	当社は小売業を営む関係で平日の開催とさせていただいておりますが、少しでもご来場いただきやすいよう、会場は交通の便のよいところを第一に選択しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	経営方針、決算情報、その他の適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画室 IR責任者:経営企画室長 若林 満	
その他	定時株主総会終了後に株主懇親会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『SEKIDO WAY』(セキドビジョンブック)に経営理念(お客様に尽くす、社員に尽くす、お取引先に尽くす)、経営方針(高い目標に挑戦、ウソをつかない、店頭第一主義)とその実践に関する課題、ポイントをまとめ、全従業員が日々その徹底に努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は「顧客第一」を旨とする基本方針に立ち、これを実践するために当社業務の適正を確保するための体制を次のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、コンプライアンス基本規程を定め、各取締役が、法令及び定款に適合した職務の執行を行い、社会的責任を果たし、企業倫理を遵守することを確認します。

(2) 取締役は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告し、遅滞無く取締役会に報告します。

(3) 監査役は当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。

2. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、従業員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うこと等により、コンプライアンス基本規程の周知を図るとともに、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を徹底します。

(2) 取締役会は、執行担当取締役・従業員の職務執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細を定めます。

(3) 取締役会は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、通報者の保護を確保した内部通報規程に基づきその運用を行います。

(4) 内部監査室は、法令・定款・社内規程・各種マニュアル等に基づいた業務処理の遵守状況を定期的に監査を行なうとともに内部通報システムが有効に機能しているかを確認し、実行状況を監視します。

(5) 監査役は当社の内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。

3. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の経営判断、執行に関する議事録、決裁その他重要な情報は、文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、適切に管理・保存します。また、取締役及び監査役または必要な関係者が法に基づいてこれらの文書等を閲覧できる体制を整備します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、取締役、従業員の職務執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程など、必要な組織運営に関わる規程を定めます。

(2) 取締役会は、意思決定の迅速化のために、経営会議を必要に応じて開催し、経営課題の検討を行い取締役会の意思決定を補佐する体制を図ります。

(3) 取締役会は、ITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。月次の業績を、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役および取締役会に報告します。取締役会はこの結果のレビューを行い、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因の排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正します。

(4) 各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策を定めるとともに、効率的な業務遂行体制の改善を図ります。

5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は業務執行に関わるリスクを個別、具体的に認識し、その把握と個々のリスクについて未然に回避する体制、および事故発生時にその損失を最小化するための管理体制を整えます。また、リスク管理規程によりリスク管理体制構築および運用を行い、各部門はそれぞれの部門に関するリスクの管理、運用を実行し、各部門長は、リスクの管理状況を適宜取締役会・監査役会に報告します。

6. 企業集団における業務適正を確保するための体制

当社は、親会社および子会社から成る企業集団を形成していません。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

監査役は、内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができます。

8. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

内部監査室の従業員の任命、人事異動、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得ます。

9. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、取締役及び従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告します。

(2) 取締役会は、監査役が、取締役、従業員、会計監査人と定期または不定期に、協議意見交換を行う体制を整備します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また監査役が内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れる体制を整備します。

(2) 取締役・従業員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役のヒヤリング等の要請に協力し、監査役監査の実効性を確保します。

(3) 取締役は、監査役の求めがあるときは、監査役が職務執行上、弁護士・公認会計士・税理士などの外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、同勢力からの不当要求には断固として拒絶します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

反社会的勢力に対しては、代表取締役以下、組織全体として対応し、反社会的勢力からの不当要求に対しては統括部門として管理部内に不当要求防止責任者を設け、情報等を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援することにより、社内体制の整備を実施しております。研修活動については、不当要求防止責任者講習の積極的な受講のほか、店長等、部門の責任者に対し、反社会的勢力対応のための社内マニュアルを使った研修を行い、各所属員への周知徹底を図っております。使用する対応マニュアルは、適宜、改編を行い、常に最新情報の提供と対応が図れるよう対処しております。また、顧問弁護士、警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関に対しては、平素から意思疎通及び連携を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コンプライアンスの観点はもちろん、業績の向上に対しても業務効率化の観点から有効に機能する内部統制システムに関するより具体的な運用の構築に取り組んでまいります。また、ステークホルダーのみなさまにご理解とご支援をいただける企業にしていくためのIRに関する取組みに努めてまいります。

□ 模式図(参考資料)

